

四 半 期 報 告 書

第134期第1四半期
（自 2014年4月1日
至 2014年6月30日）

東レ株式会社

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

E O O 8 7 3

第134期第1四半期（自2014年4月1日 至2014年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

東レ株式会社

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2014年8月8日

【四半期会計期間】 第134期第1四半期
(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

【会社名】 東レ株式会社

【英訳名】 TORAY INDUSTRIES, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 日 覚 昭 廣

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

【電話番号】 03(3245)5201(直通)

【事務連絡者氏名】 経理部長 石 井 俊 哉

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

【電話番号】 03(3245)5201(直通)

【事務連絡者氏名】 経理部長 石 井 俊 哉

【縦覧に供する場所】 東レ株式会社大阪本社
(大阪市北区中之島三丁目3番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第133期 第1四半期 連結累計期間	第134期 第1四半期 連結累計期間	第133期
会計期間	自 2013年4月1日 至 2013年6月30日	自 2014年4月1日 至 2014年6月30日	自 2013年4月1日 至 2014年3月31日
売上高 (百万円)	402,748	448,620	1,837,778
経常利益 (百万円)	20,002	22,428	110,648
四半期(当期)純利益 (百万円)	13,260	14,717	59,608
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	47,988	3,883	179,328
純資産額 (百万円)	817,643	906,488	944,625
総資産額 (百万円)	1,806,869	2,154,514	2,119,683
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	8.14	9.12	36.59
潜在株式調整後1株当た り四半期(当期)純利益 (円)	7.91	9.11	35.70
自己資本比率 (%)	42.1	38.2	40.5

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載してい
ない。
2 百万円単位の金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。
3 売上高には、消費税等を含まない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要
な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の世界経済は、中国の景気拡大のテンポは依然として緩やかで、アセアン地域の景気も足踏み状態であったが、米国では景気回復傾向が続き、欧州の景気も全体として緩やかに持ち直した。国内経済については、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響で個人消費や生産には弱さが見られたが、企業収益や雇用情勢は改善を続けており、基調としては緩やかな景気回復が続いた。

このような事業環境の中で、当社グループは、本年4月からスタートし2016年度を最終年度とする新たな中期経営課題“プロジェクトA P – G 2 0 1 6”に基づき、「成長分野・事業機会の取り込み」及び「成長国・地域での事業拡大」を要とした成長戦略を実行するとともに、トータルコスト競争力の更なる強化に努めている。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は前年同四半期連結累計期間比11.4%増の4,486億円、営業利益は同19.3%増の215億円、経常利益は同12.1%増の224億円、四半期純利益は同11.0%増の147億円となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

(繊維事業)

国内では、衣料用途は回復の兆はあるものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響もあり、出荷は弱含みで推移した。産業用途は、自動車関連用途向けをはじめ堅調に推移した。また、国内事業全般に原燃料価格上昇の影響を受けた。

海外では、欧州需要の低迷や中国内需の伸び悩みの影響を受けたが、東南アジアや中国のテキスタイル子会社が拡販と高付加価値品へのシフトを進め、また自動車関連用途向けや新興国における衛生材料向けの出荷が堅調に推移した。

なお、前連結会計年度末に連結子会社化したToray Chemical Korea Inc.は、增收には寄与したが、連結子会社化に伴う費用増等の影響があった。

以上の結果、繊維事業全体では、売上高は前年同四半期連結累計期間比17.1%増の1,793億円、営業利益は同2.1%増の105億円となった。

(プラスチック・ケミカル事業)

樹脂事業は、国内では消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響は限定的で、全体として堅調に推移した。海外では自動車関連用途向けを中心に出荷が拡大した。

フィルム事業は、工業材料・包装材料の需要が欧州市場を除いて堅調に推移する中、太陽電池バックシート用途向けをはじめとして出荷が拡大した。

以上の結果、プラスチック・ケミカル事業全体では、売上高は前年同四半期連結累計期間比6.3%増の1,205億円、営業利益は同32.0%増の57億円となった。

(情報通信材料・機器事業)

大型液晶パネル向けでは、パネルメーカーの生産回復と大画面化の進展に伴い、フィルム・フィルム加工品等の関連材料の出荷が増加した。スマートフォンやタブレット端末の生産は一部で調整があったが、関連材料の出荷は概ね堅調に推移した。一方、PDP関連材料の出荷は、主要顧客のPDPパネル生産中止の影響により減少した。

以上の結果、情報通信材料・機器事業全体では、売上高は前年同四半期連結累計期間比6.2%増の611億円、営業利益は同10.2%増の50億円となった。

(炭素繊維複合材料事業)

航空機需要の拡大や圧縮天然ガスタンクなど環境・エネルギー関連需要の拡大が進む中で、航空宇宙用途や一般産業用途向けに炭素繊維及び中間加工品（プリプレグ）の出荷が拡大した。また、スポーツ用途や産業用途で使用される汎用品の値戻しに取り組んだ。

なお、前連結会計年度末に連結子会社化したZoltek Companies, Inc.は、増収には寄与したが、連結子会社化に伴う費用増等の影響があった。

以上の結果、炭素繊維複合材料事業全体では、売上高は前年同四半期連結累計期間比55.1%増の378億円、営業利益は同79.7%増の46億円となった。

(環境・エンジニアリング事業)

水処理事業は、前連結会計年度末に連結子会社化したToray Chemical Korea Inc.が業績に貢献するとともに、海水淡水化案件などで出荷が増加したが、グローバルな需要が引き続き弱含みに推移する中、価格下落の影響があった。

国内子会社では、エンジニアリング子会社は堅調に推移したが、建設子会社はマンション事業が低調に推移した。また、商事子会社の一部事業で取引形態変更により売上高が減少した。

以上の結果、環境・エンジニアリング事業全体では、売上高は前年同四半期連結累計期間比11.7%減の343億円、営業損益は同5億円悪化して2億円の損失となった。

(ライフサイエンス事業)

医薬事業は、血液透析患者向けの経口そう痒症改善剤レミッチ_®が堅調に推移したが、天然型インターフェロンβ製剤フェロン_®及び経口プロスタサイクリン誘導体製剤ドルナー_®の出荷は、競合激化の影響により低調に推移した。また、ライセンス収入も前年同四半期連結累計期間比で減少した。医療機器事業は、ダイアライザーの国内向け出荷が堅調に推移した。

以上の結果、ライフサイエンス事業全体では、売上高は前年同四半期連結累計期間比0.3%減の123億円、営業利益は同28.0%減の5億円となった。

* レミッチ_®は、鳥居薬品株の登録商標である。

(その他)

売上高は前年同四半期連結累計期間比7.0%増の34億円、営業利益は同50.0%増の3億円となった。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更はない。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費総額は144億円である。

(4) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は、資産の部は、有価証券やたな卸資産などが増加したことを主因に前連結会計年度末比348億円増加の2兆1,545億円となった。

負債の部は、有利子負債が増加したことを主因に前連結会計年度末比730億円増加の1兆2,480億円となった。

純資産の部は、自己株式の増加や為替換算調整勘定の変動などにより前連結会計年度末比381億円減少の9,065億円となり、このうち自己資本は8,222億円となった。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2014年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2014年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,631,481,403	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株 である。
計	1,631,481,403	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（2014年5月22日取締役会決議）	
新株予約権の数(個)	5,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,116,722 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり891 (注) 3
新株予約権の行使期間	2014年6月23日～2019年8月16日 (注) 4 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 891 資本組入額 446 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

(注) 1 本社債の額面金額10百万円につき1個とする。

2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)3記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- 3 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権にかかる本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、891円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める算式により調整される。
- また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。
- 4 (1) 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(ただし、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(2)当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(3)本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2019年8月16日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合には、本新株予約権付社債の要項に従い、取得通知の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。
- また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。
- 5 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 6 (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 2019年5月31日(同日を含む。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値(以下に定義する。)が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(ただし、2019年4月1日に開始する四半期に関しては、2019年5月31日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。ただし、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。
- ① (i) 株格付投資情報センターもしくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の長期個別債務格付(かかる格付がない場合は当社の発行体格付。以下同じ。)もしくは本新株予約権付社債の格付がBBB-以下である期間、(ii)R&Iにより当社の長期個別債務格付もしくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は(iii)R&Iによる当社の長期個別債務格付もしくは本新株予約権付社債の格付が停止もしくは撤回されている期間
- ② 当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(ただし、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- ③ 当社が組織再編等を行うにあたり、上記(注)4記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
- なお、一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。また、本(2)において「取引日」とは、株東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
- 7 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権にかかる本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

8 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の要項に定める受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(2) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 (2014年5月22日取締役会決議)	
新株予約権の数(個)	5,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,459,492 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり827 (注) 3
新株予約権の行使期間	2014年6月23日～2021年8月17日 (注) 4 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 827 資本組入額 414 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

- (注) 1 本社債の額面金額10百万円につき1個とする。
- 2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)3記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- 3 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権にかかる本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
 (2) 転換価額は、827円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める算式により調整される。
- また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。
- 4 (1) 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(ただし、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(2)当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(3)本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2021年8月17日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合には、本新株予約権付社債の要項に従い、取得通知の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- 5 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
 - 6
 - (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - (2) 2021年5月31日(同日を含む。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値(以下に定義する。)が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(ただし、2021年4月1日に開始する四半期に関しては、2021年5月31日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。ただし、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。
 - ① (i) 條格付投資情報センターもしくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の長期個別債務格付(かかる格付がない場合は当社の発行体格付。以下同じ。)もしくは本新株予約権付社債の格付がBBB-以下である期間、(ii) R&Iにより当社の長期個別債務格付もしくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は(iii) R&Iによる当社の長期個別債務格付もしくは本新株予約権付社債の格付が停止もしくは撤回されている期間
 - ② 当社が、本社債の線上償還の通知を行った日以後の期間(ただし、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による線上償還の場合に、線上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
 - ③ 当社が組織再編等を行うにあたり、上記(注)4記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
なお、一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。また、本(2)において「取引日」とは、株東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
 - 7 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権にかかる本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
 - 8
 - (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の要項に定める受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。
「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
 - (2) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年6月30日	—	1,631,481	—	147,873	—	136,727

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないため、直前の基準日である2014年3月31日現在で記載している。

① 【発行済株式】

2014年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,667,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,624,278,000	1,624,278	—
単元未満株式	普通株式 5,536,403	—	—
発行済株式総数	1,631,481,403	—	—
総株主の議決権	—	1,624,278	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、(株)証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が228株及び(株)証券保管振替機構名義の株式が126株含まれている。

② 【自己株式等】

2014年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東レ(株)	東京都中央区日本橋室町 2-1-1	1,667,000	—	1,667,000	0.10
計	—	1,667,000	—	1,667,000	0.10

2 【役員の状況】

該当事項はない。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	114,138	100,145
受取手形及び売掛金	352,094	356,141
有価証券	728	30,715
商品及び製品	211,837	217,535
仕掛品	74,546	82,654
原材料及び貯蔵品	84,439	85,676
その他	85,076	95,268
貸倒引当金	△2,493	△2,443
流動資産合計	920,365	965,691
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	229,493	227,407
機械装置及び運搬具（純額）	354,472	356,142
土地	76,403	76,061
建設仮勘定	97,810	89,563
その他（純額）	23,057	23,651
有形固定資産合計	781,235	772,824
無形固定資産		
のれん	72,300	63,620
その他	27,784	33,483
無形固定資産合計	100,084	97,103
投資その他の資産		
投資有価証券	229,274	238,115
その他	91,047	83,375
貸倒引当金	△2,322	△2,594
投資その他の資産合計	317,999	318,896
固定資産合計	1,199,318	1,188,823
資産合計	2,119,683	2,154,514

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	209,465	206,478
短期借入金	131,444	145,282
1年内返済予定の長期借入金	73,148	65,654
コマーシャル・ペーパー	10,000	-
1年内償還予定の社債	4,053	3,944
未払法人税等	16,411	7,851
引当金	18,233	10,141
その他	133,828	123,162
流動負債合計	596,582	562,512
固定負債		
社債	40,000	140,030
長期借入金	388,932	381,995
引当金	2,695	2,332
退職給付に係る負債	93,172	106,816
その他	53,677	54,341
固定負債合計	578,476	685,514
負債合計	1,175,058	1,248,026
純資産の部		
株主資本		
資本金	147,873	147,873
資本剰余金	136,735	136,727
利益剰余金	505,834	496,373
自己株式	△1,455	△18,587
株主資本合計	788,987	762,386
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	49,546	54,712
繰延ヘッジ損益	△508	△272
為替換算調整勘定	37,664	21,028
退職給付に係る調整累計額	△16,688	△15,703
その他の包括利益累計額合計	70,014	59,765
新株予約権	991	927
少数株主持分	84,633	83,410
純資産合計	944,625	906,488
負債純資産合計	2,119,683	2,154,514

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
売上高	402,748	448,620
売上原価	325,920	360,782
売上総利益	76,828	87,838
販売費及び一般管理費	58,790	66,314
営業利益	18,038	21,524
営業外収益		
受取利息	206	279
受取配当金	1,318	1,486
持分法による投資利益	2,210	2,073
雑収入	1,464	966
営業外収益合計	5,198	4,804
営業外費用		
支払利息	1,286	1,459
休止設備関連費用	651	568
雑損失	1,297	1,873
営業外費用合計	3,234	3,900
経常利益	20,002	22,428
特別利益		
有形固定資産売却益	158	21
投資有価証券売却益	83	1
出資金売却益	–	32
受取保険金	217	–
特別利益合計	458	54
特別損失		
有形固定資産処分損	639	505
関係会社事業損失	–	202
その他	1	23
特別損失合計	640	730
税金等調整前四半期純利益	19,820	21,752
法人税等	5,843	6,078
少数株主損益調整前四半期純利益	13,977	15,674
少数株主利益	717	957
四半期純利益	13,260	14,717

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	13,977	15,674
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,385	5,035
繰延ヘッジ損益	170	235
為替換算調整勘定	27,630	△17,406
退職給付に係る調整額	△181	742
持分法適用会社に対する持分相当額	2,007	△397
その他の包括利益合計	34,011	△11,791
四半期包括利益	47,988	3,883
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	44,463	4,468
少数株主に係る四半期包括利益	3,525	△585

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間から、設立等により2社を連結の範囲に含め、合併により1社を連結の範囲より除外した。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 2012年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

これにより、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が13,995百万円増加し、退職給付に係る資産が10,482百万円、利益剰余金が15,989百万円減少している。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益は521百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は538百万円増加している。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法については、主として定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用していたが、当第1四半期連結会計期間より主として定額法に変更している。

当社グループでは、当連結会計年度より新たな中期経営課題をスタートさせ、設備投資戦略として海外の経済成長が見込まれる国・地域への重点配分を計画している。これを契機として、需要動向と国内の生産設備の稼働状況を確認したところ、今後の国内生産設備は耐用年数にわたり安定的に稼働することが見込まれることから、国内の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法として定額法を採用することが、期間損益計算をより合理的に行うものと判断した。

これにより、当第1四半期連結累計期間の営業利益は1,462百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は1,502百万円増加している。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

他社の銀行借入等に対し、下記のとおり保証を行っている。

(1) 非連結子会社及び関連会社

	前連結会計年度 (2014年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
Suido Kiko Middle East Co., Ltd.	1,046百万円	Suido Kiko Middle East Co., Ltd.	2,362百万円
P.T. Petnesia Resindo	630 " "	P.T. Petnesia Resindo	620 " "
P.T. TCK Textiles Indonesia ほか4社	1,648 " "	P.T. TCK Textiles Indonesia ほか4社	1,450 " "
計	3,324百万円	計	4,432百万円

(2) 非連結子会社及び関連会社以外

	前連結会計年度 (2014年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
住宅購入者ほか	7,884百万円	住宅購入者ほか	1,140百万円
従業員に対するもの	168 " "	従業員に対するもの	161 " "
計	8,052百万円	計	1,301百万円

2 債権流動化に伴う買戻義務

	前連結会計年度 (2014年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
	11,531百万円		9,918百万円

3 貸出極度額の総額及び貸出実行残高

当社は、グループ内の効率的な資金調達及び運用を行うため、子会社及び関連会社への資金提供を行っている。当該業務における非連結子会社及び関連会社に対する貸出極度額の総額及び貸出実行残高は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2014年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
貸出極度額の総額	3,400百万円		3,400百万円
貸出実行残高	196 " "		414 " "
差引額	3,204百万円		2,986百万円

なお、上記業務においては、各社の財政状態と資金繰りを勘案し資金提供を行っており、必ずしも全額が貸出実行されるものではない。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
減価償却費	18,420百万円		19,496百万円
のれんの償却額	885 " "		1,852 " "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2013年6月26日 定時株主総会	普通株式	8,151	5.00	2013年3月31日	2013年6月27日	利益剰余金

- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はない。

当第1四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2014年6月25日 定時株主総会	普通株式	8,149	5.00	2014年3月31日	2014年6月26日	利益剰余金

- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はない。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	繊維事業 (百万円)	プラスチック・ケミカル事業 (百万円)	情報通信材料・機器事業 (百万円)	炭素繊維複合材料事業 (百万円)	環境・エンジニアリング事業 (百万円)	ライフサイエンス事業 (百万円)	その他 (百万円) (注)1	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注)2	四半期連結損益計算書 計上額 (百万円) (注)3
売上高										
外部顧客への売上高	153,138	113,406	57,515	24,395	38,813	12,297	3,184	402,748	—	402,748
セグメント間の内部売上高又は振替高	233	7,298	1,672	68	14,711	—	3,964	27,946	△27,946	—
計	153,371	120,704	59,187	24,463	53,524	12,297	7,148	430,694	△27,946	402,748
セグメント利益	10,287	4,297	4,498	2,542	247	672	174	22,717	△4,679	18,038

(注) 1 その他は分析・調査・研究等のサービス関連事業である。

2 セグメント利益の調整額△4,679百万円には、セグメント間取引消去134百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△4,813百万円が含まれている。全社費用は、報告セグメントに帰属しない本社研究費等である。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	繊維事業 (百万円)	プラスチック・ケミカル事業 (百万円)	情報通信材料・機器事業 (百万円)	炭素繊維複合材料事業 (百万円)	環境・エンジニアリング事業 (百万円)	ライフサイエンス事業 (百万円)	その他 (百万円) (注)1	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注)2	四半期連結損益計算書 計上額 (百万円) (注)3
売上高										
外部顧客への売上高	179,254	120,510	61,062	37,833	34,289	12,266	3,406	448,620	—	448,620
セグメント間の内部売上高又は振替高	281	8,747	1,457	126	10,803	—	3,916	25,330	△25,330	—
計	179,535	129,257	62,519	37,959	45,092	12,266	7,322	473,950	△25,330	448,620
セグメント利益 又は損失(△)	10,507	5,674	4,957	4,567	△231	484	261	26,219	△4,695	21,524

(注) 1 その他は分析・調査・研究等のサービス関連事業である。

2 セグメント利益又は損失の調整額△4,695百万円には、セグメント間取引消去84百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△4,779百万円が含まれている。全社費用は、報告セグメントに帰属しない本社研究費等である。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(会計方針の変更)

「会計方針の変更等」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に変更している。

これにより、当第1四半期連結累計期間のセグメント利益が、繊維事業で127百万円、プラスチック・ケミカル事業で118百万円、情報通信材料・機器事業で99百万円、炭素繊維複合材料事業で61百万円、ライフサイエンス事業で42百万円増加し、セグメント損失が、環境・エンジニアリング事業で74百万円減少している。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

「会計方針の変更等」に記載のとおり、従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法については、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用していたが、当第1四半期連結会計期間より主として定額法に変更している。

これにより、当第1四半期連結累計期間のセグメント利益が、繊維事業で213百万円、プラスチック・ケミカル事業で399百万円、情報通信材料・機器事業で381百万円、炭素繊維複合材料事業で248百万円、ライフサイエンス事業で94百万円、その他で4百万円増加し、セグメント損失が環境・エンジニアリング事業で29百万円減少し、調整額に含まれる全社費用が94百万円減少している。

(企業結合等関係)

取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合の修正内容及び金額

Zoltek Companies, Inc. の株式取得について、前連結会計年度に取得原価の配分が完了していなかったが、当第1四半期連結会計期間において取得原価の配分が完了し、次のとおりのれんの金額を修正している。

修正科目	のれんの修正金額
のれん（修正前）	275百万米ドル
無形固定資産	△68百万米ドル
繰延税金資産	△28〃
流動負債	13〃
繰延税金負債	28〃
修正金額合計	△54百万米ドル
のれん（修正後）	221百万米ドル

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	8円14銭	9円12銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益	13,260百万円	14,717百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る四半期純利益	13,260百万円	14,717百万円
普通株式の期中平均株式数	1,628,922千株	1,612,910千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	7円91銭	9円11銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額	—	—
普通株式增加数	48,102千株	1,749千株

2 【その他】

該当事項はない。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2014年8月8日

東レ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大木一也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村聰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野強

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東レ株式会社の2014年4月1日から2015年3月31までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2014年4月1日から2014年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2014年4月1日から2014年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東レ株式会社及び連結子会社の2014年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法を、主として定率法から、主として定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2014年8月8日

【会社名】 東レ株式会社

【英訳名】 TORAY INDUSTRIES, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長　日　覺　昭　廣

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

【縦覧に供する場所】 東レ株式会社大阪本社
(大阪市北区中之島三丁目3番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長日覺昭廣は、当社の第134期第1四半期（自 2014年4月1日 至 2014年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

